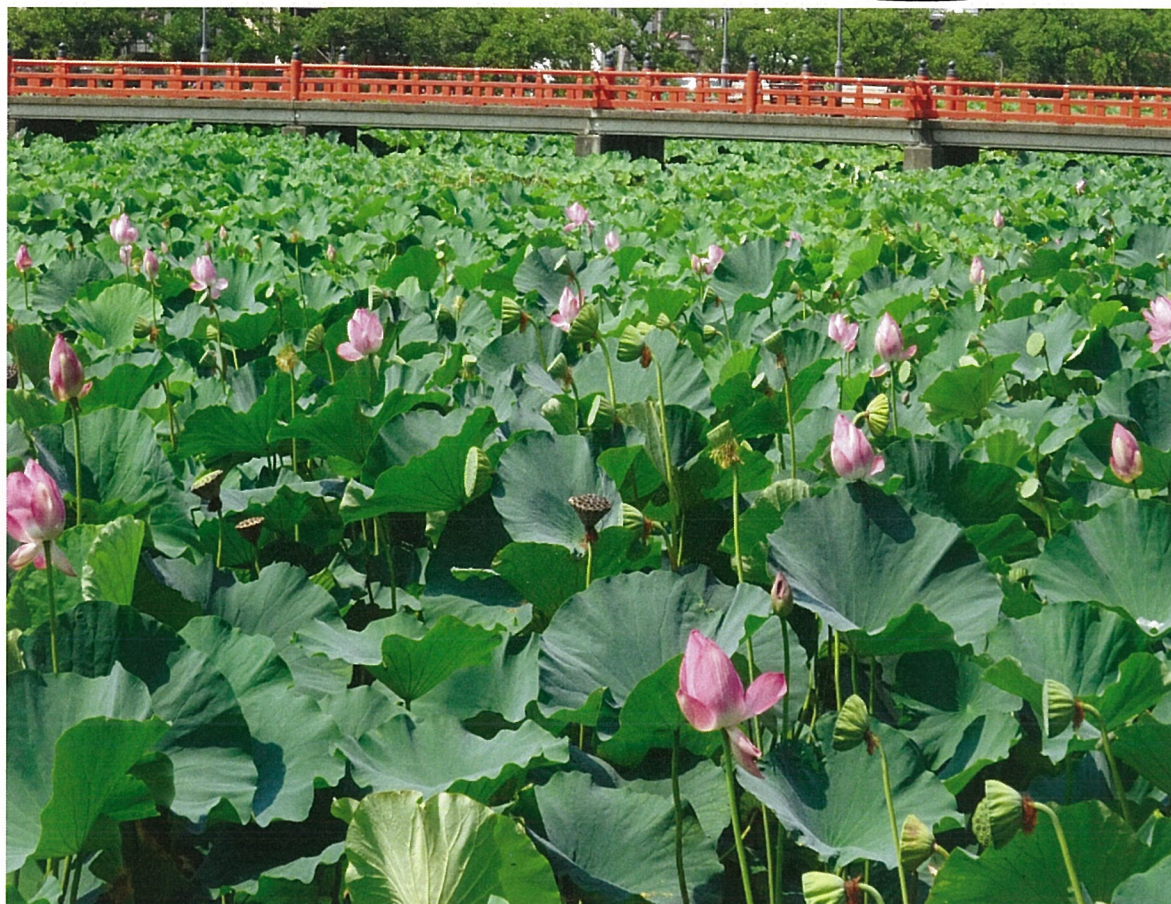




基準協会だより

No.83



東洋一といわれる「高田城址公園」の蓮

第94回全国安全週間スローガン

持続可能な安全管理 未来につなぐ安全職場

目次

会長就任の挨拶	
高田労働基準協会長	2
令和3年度の行政運営について	
上越労働基準監督署長 様	3
令和3年度定期総会	4
令和3年度上越署の組織体制	6
上越労働基準監督署からのお知らせ	7

発行 高田労働基準協会 上越市春日野1丁目5-10

☎025-523-9595 FAX025-522-9599



会長就任のご挨拶

高田労働基準協会 会長

タワーパートナーズセミコンダクター株式会社
新井地区総括

こたに なおき
粉谷 直樹

高田労働基準協会会員事業所の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、会員の皆様には、当協会の運営に多大なるご理解を頂くとともに、ご支援、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

先日の5月27日に開催されました高田労働基準協会の定期総会におきまして、令和3年度の協会長の大役を仰せつかりました 粉谷 でございます。甚だ微力ではございますが、労働災害防止のため、また、当協会発展のために努めさせていただきますので、何卒、よろしく願いいたします。

さて、本年度は「第13次労働災害防止計画5か年計画」の4年目となる中、「①死亡災害、重篤な災害の撲滅」「②休業4日以上之死傷者数を2017年と比較して5%以上減少(255件以下)」を具体的な目標として、安全衛生活動に取り組んでまいります。

しかしながら、令和3年4月末現在の上越労働基準監督署管内の労働災害発生状況(休業4日以上)を見ますと、令和2年の同時期と比較してプラス17件もの災害が発生しており(総数93件)、残念なことに死亡災害も1件発生しているのが実態です。

職場の安全と従業員の心の安心は事業の根幹であるといっても過言ではないと思います。これ以上、労働災害を増やすわけにはいかないというのが会員の皆様の共通の思いであると信じております。そのためには「ゼロ災害」を今一度肝に銘じ、会員皆様各々の事業所で「安全第一全員活動」を進めていくことが重要ではないかと考えております。

加えて、労働人口の減少、働き方改革の推進、新型コロナウイルス感染症防止対策等で働き方そのものが変化しており、その対応についても、しっかりと実施していかなければならない状況にあると考えます。その際には、上越労働基準監督様のご指導を仰ぎながら、各研修会や講習会の企画実施や情報の共有化についても取り組んでまいりたいと思います。

最後になりますが、今後とも当協会へのご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。協会長就任のご挨拶とさせていただきます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

STOP ! 熱中症

クールワークキャンペーン



令和3年度の行政運営について

上越労働基準監督署

署長 市川 尚 様

高田労働基準協会の会員各位におかれましては、日頃から当署の業務全般にわたり、深くご理解いただき、多大なるご協力をいただいておりますことに心より御礼申し上げます。

私は、三条労働基準監督署からこの4月に転勤してまいりました。上越地域での勤務は初めてとなりますので、会員の皆様から当地の情勢等をいろいろ教えていただきながら、「ウィズ・ポストコロナ時代」に対応した行政課題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、前任者同様、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、新年度にあたり、本年度の当署の行政運営の方針について紹介させていただきます。

まずは、働き方改革関連法の更なる周知と履行確保についてです。「働き方改革関連法」は、「時間外労働の上限規制」、「年5日の年次有給休暇の確実な取得」及び「産業医・産業保健機能の強化」等が主な内容となっておりますが、それぞれの着実な履行確保に向けて、法制度の更なる周知を図ります。法制度の周知にあたり、当署では、労働基準法等関係法令の解釈や運用に関するご質問に対し、当署の担当者が事業場に訪問しお答えする「訪問支援」を本年も引き続き実施しております。訪問支援を是非ともご活用いただき、法制度の更なる理解を深めていただきたく存じます。また、働き方改革に向けた技術的な相談など総合的な支援を行う「新潟働き方改革推進支援センター」の活用も併せてお願いいたします。

次に、労働災害の防止と健康確保対策についてです。当署管内の労働災害の発生は、中長期的には減少傾向にあります。令和2年の管内全産業の休業4日以上災害件数は278件(確定値)、前年比44件の増、率にして18.8%の増となりました。当署では平成30年からの5か年を取組期間として「第13次労働災害防止推進計画」を策定し、平成29年の災害件数と比較して計画最終年において5%以上減少させることを目標に掲げ、取り組んでおりますが、計画3か年目にあたる令和2年は、目標数である255件を大幅に上回る残念な結果となりました。令和2年の災害発生状況の特徴として、「墜落・転落」及び「転倒」にかかる災害が全体の47%を占めていることが挙げられます。とりわけ、転倒災害の発生は、業種として「第三次産業」を中心に年々増加傾向であり、被災された労働者の年齢別では、60歳以上が全体の48%を占めております。業種横断的な課題である転倒災害の防止につきましては、厚生労働省が主唱する「STOP! 転倒災害プロジェクト」に基づく4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の推進や施設内の段差の解消などの設備改善の指導を中心に進めていくこととしています。さらに、60歳以上の高年齢労働者の災害件数が増加傾向にあることから、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の普及促進を目的に制定された「エイジフレンドリーガイドライン」を活用した取り組みを推進しています。

また、全産業を通じて、降雪期における屋根雪除雪等の雪による災害がその年の災害発生件数に大きく影響するという、当署特有の状況を鑑み、屋根雪除雪を中心とした対策の充実に努めてまいります。

一方、不幸にして労働災害に遭われた労働者に対する各種労災補償について、引き続き保険制度の迅速かつ適正な運用に努めてまいります。特に新型コロナウイルス感染症にかかる労災補償につきましては、迅速かつ的確に対応することはもとより、集団感染が発生した事業場が確認された場合等においては、必要に応じ、事業場などに対し労働者への請求勧奨の実施について積極的に依頼することとしています。新型コロナウイルス感染症にかかる労災補償についても、他の疾病と同様、個別の事案ごとに業務の実情を踏まえ「業務との関連性」を調査することになりますが、感染経路が判明しない場合であっても、感染リスクが高いと考えられる業務に従事していた場合には、業務との関連性ありと判断されるケースもありますので、不明点等については当署までお問い合わせください。

以上が施策の概要となりますが、これらの推進を職員一同、全力を挙げて取り組んでまいりますので、皆様方の引き続きの御理解、御協力を賜りますよう、お願ひ申し上げます。

最後に、貴協会並びに会員事業場の益々のご発展を祈念申し上げ、年度当初のご挨拶とさせていただきます。

令和3年度 定期総会を開催しました ～ 新型コロナウイルス感染症対策で参加者数制限 ～

令和3年度定期総会を5月27日(木)午後3時より、ホテルセンチュリーイカヤを会場として、ご来賓には市川上越労働基準監督署長様のご臨席を賜り、かつ、新型コロナウイルス感染症対策として、参加人数を50名に限定するとともに、開催時間も1時間程度、会場入場時の検温・手指アルコール消毒等の対策を実施しての開催となりました。

会員事業所の皆様には多大なるご迷惑をお掛けしての開催となりましたが、何卒、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

総会は限られた時間ではございましたが、令和2年度事業報告・決算報告をはじめ、令和3年度事業計画・予算案、役員改選など、滞りなく終了することができました。なお、会長事業所は9社による輪番制(2年間)となっておりますが、この度、9社のうちの1社であります日本製鉄(株)東日本製鉄所直江津地区(協会会長事業所輪番制では、2027～2028年の担当)様から、社内の機構改革により直江津地区総務部門が他の製鉄所に統合され、協会長の職責を担うことが困難な組織体制となったため、協会長事業所として役員を退任されたい旨の申し出があり、これに関しても了承されました。

令和3年度役員体制

敬称略

協会長	タワーパートナーズ セミコンダクター 株式会社 新井地区	粉谷 直樹
副会長 (基準部会長)	頸城運送倉庫 株式会社	
副会長 (安全部会長)	株式会社 牛木組	
副会長 (衛生部会長)	日本化薬 株式会社 機能化学品事業本部 上越工場	
会計監事	ホシノ工業 株式会社	
会計監事	株式会社 柿崎機械	



ご来賓の市川署長様

2年間の任期お疲れ様でした

令和元～2年度の任期で協会長をはじめ各役員事業所の皆様、コロナ禍での協会の事業運営にご協力・ご支援に感謝申し上げます。

	敬称略
協会長	東北電力ネットワーク株式会社 上越電力センター
副会長 (基準部会長)	光陽産業 株式会社 上越工場
副会長 (安全部会長)	株式会社 MARUWA 直江津工場
副会長 (衛生部会長)	日鉄工材 株式会社
会計監事	直江津海陸運送 株式会社
会計監事	株式会社 武江組

協会長退任にあたってのご挨拶

高田労働基準協会会員事業所の皆様におかれましては、ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会運営にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの定期総会をもちまして、2年間務めた協会長の職を退任いたしました。皆様方の格別のご協力の下、ご支援とご懇情を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの影響により、日々、厳しい状況が続いておりますが、皆様の益々のご健勝と、新型コロナウイルスが一日も早く収束することを祈っております。

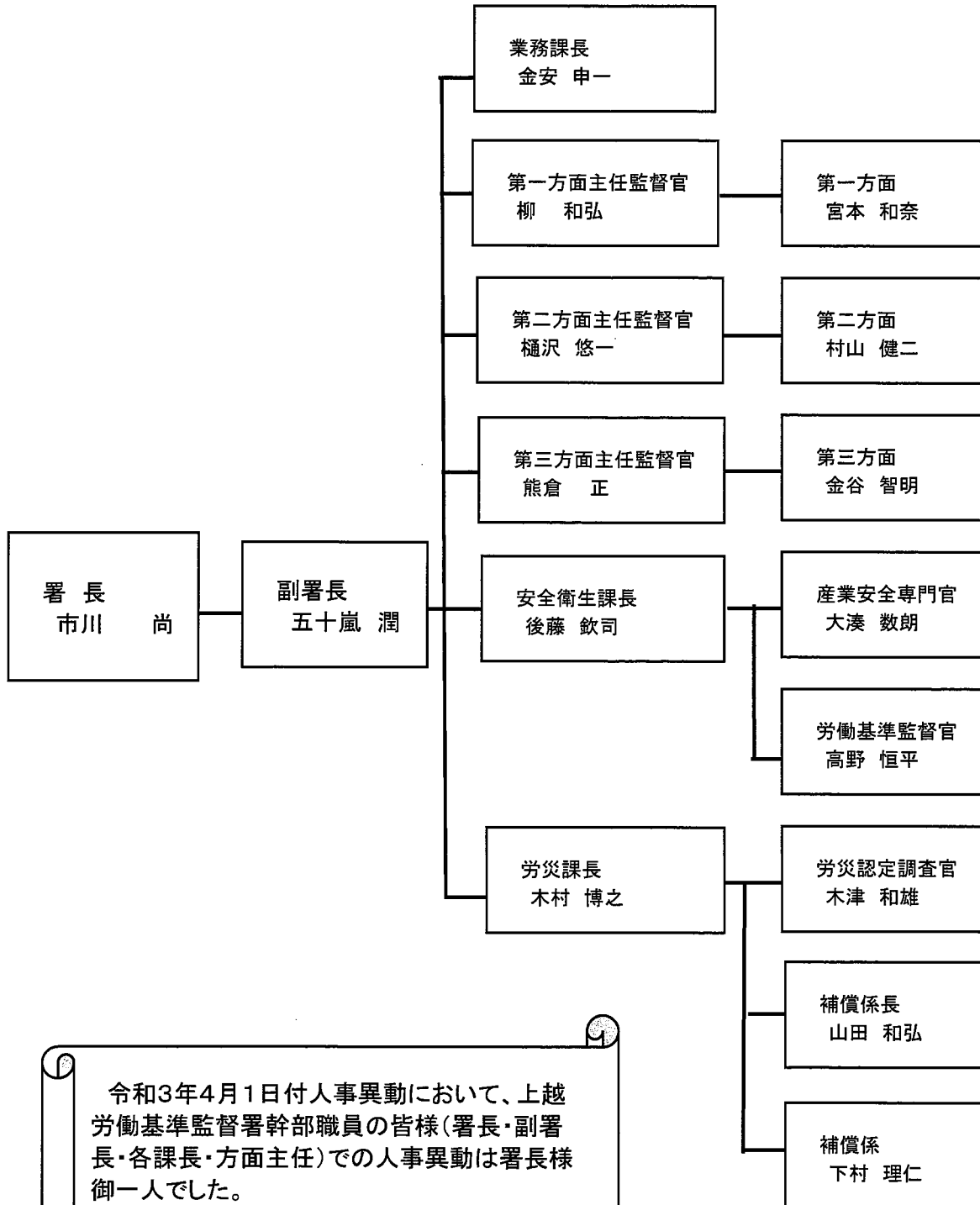
略儀ながら書中をもちまして、御礼かたがた協会長退任のご挨拶とさせていただきます。

東北電力ネットワーク株式会社 上越電力センター所長 堀越 和宏



上越労働基準監督署 組織図

令和3年4月1日現在





上越労働基準監督署からのお知らせ



次ページからの
リーフレットを
ご覧ください!!

詳細は 上越労働基準監督署 ☎025-524-2111
にお問い合わせいただくか



厚生労働省
ホームページで
ご確認ください。



ご安全に!!



第13次労働災害防止計画

上越地域で働く方々の安全と健康を確保しましょう

取り組み期間 2018年度～2022年度までの5か年

[2021年の目標]

- ① 死亡災害、重篤な災害の撲滅
- ② 休業4日以上之死傷者数を2017年(263件)と比較して4%以上減少させること。(目標値:252件以下)

事業場における共通取り組み事項

① 金属アーク溶接等作業について

- ・溶接ヒュームは特化則の特定化学物質(管理第2類物質)になります。
- ・屋内作業場では全体換気装置による換気の実施が必要となります。
- ・特定化学物質作業主任者の選任が必要となります。
- ・金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者は、特定化学物質健康診断を実施することが必要となります。また、じん肺健康診断は引き続き実施が必要となります。

※詳細は該当パンフレットを参考にしてください。

② 転倒災害の防止

当署管内では、転倒災害が多く発生し、休業4日以上之死傷労働災害の約27%を占めています。

4S(整理・整頓・清掃・清潔)の推進と定着、転倒しにくい作業方法への改善、適切な履物の使用、ステッカーによる注意喚起等の転倒災害防止に取り組んでください。



STOP! 転倒災害

一歩でない 一歩で怪我を招いて 新潟労働局

③ 熱中症予防対策

当署管内では、熱中症で休業4日以上之死傷労働災害が発生していますので、事業場において熱中症予防の取り組みを進めてください。

今年も「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開します。

④ 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります

- ・ 墜落制止用器具は「フルハーネス型」が原則となります。

種類	用途
①ハーネス型(1本つり)	原則①を使用(下記②以外の場合)
②胴ベルト(1本つり)	①が墜落時に地面に到達するおそれのあるとき

- ・ 対象業務は、「安全衛生特別教育」が必要です。
- ・ 経過措置（猶予措置）をよく確認しましょう。
旧規格の安全帯（胴ベルト型、ハーネス型）は2022年1月1日まで使用可能ですが、同年1月2日以降は上記のとおり改正法令に基づく墜落制止用器具の使用が必要です。

※詳細はガイドラインを参考にしてください。

⑤ 高年齢労働者の労働災害の防止

当署管内では、高年齢労働者の労働災害が近年増加傾向にあり、休業4日以上死傷労働災害の約28%を占めていることから、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、次の事項に係る高齢者労働災害防止対策を積極的に取り組んでください。

- ・ 安全衛生管理体制の確立・職場環境の改善・高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応 など

※詳細は「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を参考にしてください。

⑥ 治療と仕事の両立支援体制の確立

疾病を抱える労働者の中には、仕事上の理由で適切な治療を受けることができない場合や、職場の理解・支援不足により離職に至ってしまう場合もあります。

労働者の健康管理という位置づけとともに人材資源の喪失防止、労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上、さらには、「健康経営」や社会的責任（CSR）、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現といった意義もありますので、事業場での支援体制を確立してください。

今年も「新潟ゼロ災宣言運動2021」を令和3年7月から実施します。

実施期間：令和3年7月1日～12月31日

（申請期間：令和3年6月1日～7月7日）

職場における新型コロナウイルス感染症対策のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室など”場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

実践例

感染者が発生した場合の 対応手順の作成（製造業）

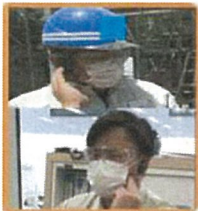
- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
- [手順]
- ① 感染リスクのある社員の自宅待機
 - ② 濃厚接触者の把握
 - ③ 消毒
 - ④ 関係先への通知など

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー

025-288-3505（新潟労働局健康安全課 平日8:30～17:15）

労働基準法などに定められた届出や申請は**電子申請**を利用しましょう

届出・申請可能な主な手続き

労働基準法

時間外・休日労働に関する協定届(36協定届)、就業規則(変更)届、
1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など

最低賃金法

最低賃金の減額特例許可の申請

労働安全衛生法

定期健康診断結果報告書、ストレスチェック報告書 など

労働保険徴収法

一部を除く労働保険関係手続(年度更新に関する申告など)

電子申請がさらに使いやすくなりました！

- ①電子署名・電子証明書は不要です。
e-Govからアカウントを登録⇒フォーマットに必要事項を入力 の2ステップで
届出・申請が可能になりました。
- ②電子申請に限って、労働者代表が異なる場合も36協定の本社一括届が可能に
なりました。
- ③控え文書への受付印がもらえます。

電子申請の利用方法

「e-Gov(イーガブ)」のホームページから電子申請が利用できます。
(<https://shinsei.e-gov.go.jp>) e-Govを検索してください。

お問合せ先

- ①事前準備や操作方法などに関するお問合わせ
(e-Govのアカウントの取得方法がわからない、操作方法がわからないなど)
e-Gov利用者サポートデスク
電話番号 050-3786-2225
受付時間 平日9:00～17:00(4・6・7月は19:00まで延長し、土日祝も可)
Webお問合わせ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>
- ②各届出などに関するお問合わせ
(36協定届の記載する内容など制度について聞きたい)
上越労働基準監督署(025-524-2111)など、最寄りの監督署、労働局

このリーフレットの詳細については、上越労働基準監督署まで